

令和3年5月28日
沖縄コンベンションセンター館長

「緊急事態宣言」指定に伴う受付営業対応について

新型コロナウイルス感染拡大予防に伴い、政府において「緊急事態宣言」の適用対象として沖縄県が指定されたことを踏まえ、当館の対応を以下の通りといたします。

- ① 対象期間 令和3年5月23日(日)から令和3年6月20日(日)まで
※ 国または沖縄県等のガイドラインの変更、要請等があった場合は期間の延長を実施する場合がありますので、予めご了承ください。
- ② 施設利用について
対象期間中は臨時休館となりますので、既に施設のご利用（仮予約を含む）を予定されている皆様には、延期または中止を要請させていただきます。ただし、延期等の対応ができない場合はご利用可能です。
- ③ 施設利用の新規受付について
対象期間中の利用についての新規受付は停止させていただきます。
- ④ 打合せ・下見等対応について
施設利用打合せについてはできる限り電話・オンラインでの対応とさせていただきます。下見等で来館が必要な場合は、体調管理および感染対策の徹底をお願いいたします。
特に沖縄県外からやむを得ず来館する場合は、必ず事前にPCR検査を受検し、また沖縄県を離れた後速やかにPCR検査を受検するようお願いいたします。

皆様のご理解・ご周知のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。